



林業等に使用する軽油の免税手続緩和の御案内

<制度の概要>

林業・素材生産業（樹木を伐採・集材・搬出する事業）の機械に使用する軽油は、免税軽油制度を利用することで軽油引取税（1ℓ当たり15円）が免税になります。

<対象となる林業・素材生産業の機械>

- ①製材機
- ②集材機
- ③積込機
- ④可搬式チップ製造機

埼玉県マスコット「さいたまっち」

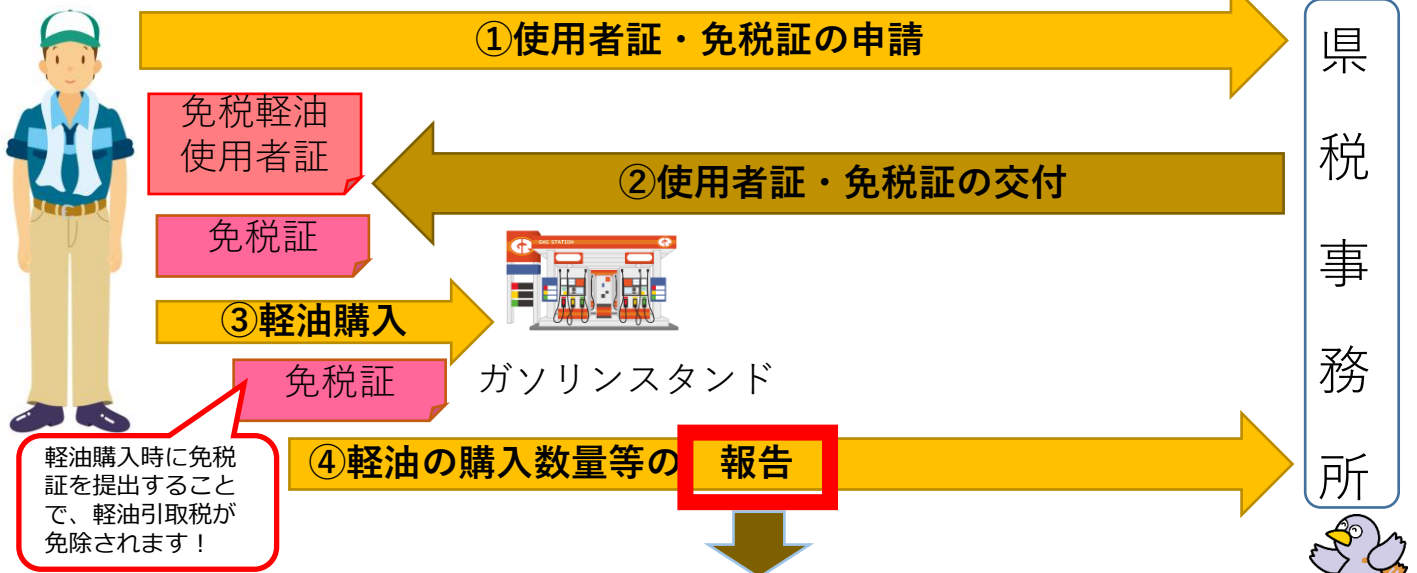


埼玉県マスコット「コバトン」



<免税軽油手続の流れ>

(申請者)



令和5年7月11日に埼玉県税条例の改正により手続が一部変更されました！

- ・免税証の有効期間 最長6か月 → 最長1年間
- ・報告期限の緩和
- 緩和の内容（購入数量が年間3キロリットル以下の場合）

改正前		改正後
区分	報告頻度	報告頻度
免税1年目	毎月	1年に一度
2年目以降	6か月に一度	

新規で免税軽油の使用を検討されている方がより利用しやすい制度となりました！

軽油引取税免税の免税申請相談窓口



県税事務所	申請をされる個人又は法人の住所、事業所所在地
自動車税事務所 軽油引取税・広域事案調査・諸税担当 〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3 TEL：048-641-5441 (直通)	さいたま市（岩槻区を除く。）、川口市、 鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、 北本市、伊奈町
川越県税事務所 軽油引取税担当 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウエスト川越公共施設棟3階 TEL：049-242-3464 (直通)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、 狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、 ふじみ野市、日高市、三芳町、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町
熊谷県税事務所 軽油引取税担当 〒360-8501 熊谷市末広3-9-1 TEL：048-523-2804 (直通)	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、 皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、 美里町、神川町、上里町、寄居町
春日部県税事務所 軽油引取税担当 〒344-8555 春日部市大沼1-76 TEL：048-737-2228 (直通)	さいたま市岩槻区、行田市、加須市、春日 部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、 八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、 白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

※ 初めて申請をされる方は事前にお問合せください。



※ 免税軽油使用者証に記載された機械で**林業・素材生産業**に使用する軽油のみが免税の対象になります。

免税された軽油を林業・素材生産業以外に使用したり、免税証を他人に譲ったりした場合は課税の対象となります。